

総行行第8号
国総入企第23号
平成21年1月30日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省建設流通政策審議官

公共工事における手続の迅速化等について

建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくなっていることから、適正価格での契約の推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化を図るため、昨年9月12日、別紙のとおり早急に講ずるべき措置について要請を実施したところです。

国の平成20年度第2次補正予算が本年1月27日に成立したところですが、地域の建設業を巡る状況が一層厳しくなる中で、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実にを行う必要があります。

このため、昨年9月12日付けで要請した措置を未実施の団体においてはこれを早急に実施するとともに、追加的に講ずる必要があると認められる以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

- 一 国の平成20年度第2次補正予算に係る事業も含め、入札契約手続に要する期間の短縮を図り、可能な限り速やかな発注に努めること。

- 二 完成検査及び出来高部分払方式を実施する事業における既済部分検査を迅速に実施するとともに、工事請負代金の支払手続の迅速化により、可能な限り年度内に支払うよう努めること。

- 三 地域建設業経営強化融資制度（下請セーフティネット債務保証事業を含む。）について、未導入団体は早急にその導入を図るとともに、導入済団体についても債権譲渡の承諾の迅速な運用に努めること。

(別紙)
総行行第124号
国総入企第10号
平成20年9月12日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各政令指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局長

国土交通省建設流通政策審議官

建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について

建設業は、地域産業の中核として大きな役割を果たしているところですが、多くの雇用を維持してきた地域の有力な建設業者の倒産が相次いでいること等により、地域経済の疲弊が著しくなっております。

このため、本年8月29日に経済対策閣僚会議において決定された「安心実現のための緊急総合対策」においても、建設業について、「単品スライド条項」の的確な運用、適正価格での契約の推進等による経営力の強化、資金調達の円滑化を図ることとされております。

これを受けて、地域の建設業に対する緊急の対策を講ずることが求められており、その一環として、建設業が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があります。

このため、特に必要があると認められる以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

- 一 公共事業の前払金について、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号）附則第3条第1項に基づく前払金の割合は、材料費等の4割を超えない範囲において認められているが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあること、また、国土交通省直轄事業においては請負代金額の4割を支払対象としていることも踏まえ、材料費等として必要な経費の支弁を円滑化するため、当該制度の適切な運用に努めること。また、同条第2項に規定する中間前払金についても、2割を超えない範囲において認められており、同様の対応を行うよう努めること。
- 二 工事の発注に関しては、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、的確な工期の確保にも資するよう、早期発注に努めること。
- 三 工事請負代金の請求書を受領後直ちに支払い手続を開始する等、その支払手続の迅速化に努めること。
- 四 予定価格の事前公表の取りやめ等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年3月31日付け総行行第38号・国総入企第35号）で要請したところであるが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応すること。
- 五 公正な競争の中で企業体質を向上、強化させるためには、同様の特性を持った企業による競争を促進することが重要であり、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を適切に講じること。
- 六 適正価格での契約の推進を図るため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において低入札価格調査基準価格に係るモデルが見直されたことを踏まえ、その算定方式の改訂等により適切に見直すこと。
- 七 いわゆる歩切りによる予定価格の不当な切り下げは厳に慎むとともに、予定価格の作成に当たっては、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させること。
- 八 「単品スライド条項」については、資材の価格変動を継続的に注視し、変動に応じて必要な措置を講ずること。また、その他、現場条件等の変更に対しても、適切に契約変更を行うこと。